

この申出受付フォームは、フリーランスの方(特定受託事業者)が、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」(以下、「本法」とします。)違反と思われる発注事業者の行為について、公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省に対して、申出を行うためのフォームです。

本法に基づく申出をするためには、いくつかの要件を満たす必要があります。
申出受付フォームに入力する前に一度、あなたのご希望を整理させてください。

<まずはじめに>

Q0 あなたのご意向は次のうちどれに当てはまりますか

①発注事業者とのトラブルを抱えているが、どのような点が法律の観点から問題があるのか、解決のために何ができるのかがわからないので、**とりあえず相談**をしたい。

②発注事業者とのトラブルを抱えているが、行政機関に調査に入ってもらうのではなく、**自分で解決するための知識や助言を得る**ことや、和解あっせんなどの**紛争解決の制度**を利用したい。

③フリーランスとして業務委託契約を締結して働いているものの、自分は労働者ではないかと考えており、**労働者として保護を受けたい**が、そのためにはどうすればよいか相談をしたい。

④発注事業者の行為が、**本法の規定に違反している**と考えるので、それを是正するために、**行政機関の調査等**を希望したい。



①や②の場合、**フリーランス・トラブル110番**にご相談ください。あなたの抱える問題点や解決法について整理のお手伝いをします。また、フリーランス・トラブル110番の弁護士があなたと発注事業者とのトラブルの解決を援助するための和解あっせん制度の利用ができます。

【フリーランス・トラブル110番】



③の場合、**最寄りの都道府県労働局**にご相談ください。

※ご相談の際は、相談したい内容に応じて、担当の部署にご連絡ください(各労働局のホームページより「窓口案内」などのページをご覧くださいと担当部署が確認できます)。

【厚生労働省HP 都道府県労働局所在地一覧】



※もし、ご相談の結果、労働者に該当しない場合は、フリーランス・トラブル110番でのご相談を承ります。また、発注事業者に本法の違反がある場合には法に基づく「申出」を行うことが考えられます。

④の場合、要件に該当すれば、**本法に基づく「申出」**の対象となる可能性がございます。

申出の前に、次ページからの「申出要件チェック」をご確認ください。

本法に基づく「申出」を希望する場合、いくつかの要件を満たす必要があります。
以下に示す各設問の内容を確認してください。

申出要件チェック 質問リスト

※確認の際は、次ページからのフロー図をご参照ください。

Q1-1

本法に基づく申出ができるのは、業務委託を受けている・受けようとしたご本人に限られます(※)。

あなたは、ご本人ですか。

①はい ②いいえ

(※)法第12条についてのみ、業務委託を受けようとしたご本人も含まれます。

Q1-2

発注事業者が本法に違反している内容は、次のどの点に該当しますか。

- ①書面等による取引条件の明示(法第3条)
- ②報酬支払期日の設定・期日内の支払(法第4条)
- ③禁止行為(受領拒否、報酬の減額、返品、買ったたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し)(法第5条)
- ④募集情報の的確表示(法第12条)
- ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮(法第13条)
- ⑥ハラスメント対策に係る体制整備(法第14条)
- ⑦中途解除等の事前予告・理由開示(法第16条)
- ⑧行政機関へ申し出たことを理由とした不利益取扱い(法第6条・法第17条)
- ⑨上記のどれにも該当しない

Q1-3

Q1-2で③(禁止行為)に該当する場合、1か月以上の業務委託ですか。

Q1-2で⑦(中途解除等の事前予告・理由開示)に該当する場合、6か月以上の業務委託ですか。

①はい ②いいえ

Q2

申出に関する業務委託について、発注事業者から業務委託を受けた日は、令和6年11月1日以降ですか。

①はい ②いいえ

※令和6年11月1日以降に業務委託契約を更新して、新たに業務委託を受けた場合を含みます。

Q3-1

あなたは「従業員を使用」(※1)していますか。

①はい ②いいえ

※1「従業員を使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することです。労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

Q3-2

あなた(代表者)以外に他の役員(※2)はいますか。

①他の役員がいる ②他の役員はいない

※2「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者のことです。

Q4-1

発注事業者は「従業員を使用」(※1)していますか。

①はい ②いいえ

※1「従業員を使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することです。労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

Q4-2

発注事業者に、2人以上の役員(※2)はいますか。

①2人以上の役員がいる ②2人以上の役員はいない

※2「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者のことです。

Q4-3

発注事業者が本法の特定業務委託事業者ではないため、法第3条(書面等による取引条件の明示)以外の「申出」を行うことができません。

発注事業者が違反している内容は法第3条に関するものですか。

①法第3条に関する内容 ②法第3条以外に関する内容

申出要件チェック 確認スタート

本法に基づく「申出」を希望する場合、いくつかの要件を満たす必要があります。
次のQ1～Q4を確認してください。

Q1-1

本法に基づく申出ができるのは、業務委託を受けているご本人に限られます(※)。

あなたは、ご本人ですか。

①はい ②いいえ

(※)法第12条についてのみ、業務委託を受けている場合に加え、受けようとした場合も含まれます。

ご本人である場合

ご本人でない場合

本法に基づく「申出」は、ご本人のみ可能となります。
ご本人からの申出をお願いいたします。ご本人以外から本法に関してご相談を希望される場合は、行政機関にご連絡ください。
※連絡先は6ページをご参照ください。

Q1-2

発注事業者が本法に違反している内容は、次のどの点に該当しますか。

①書面等による取引条件の明示(法第3条)

(例)書面等により「業務の内容」「報酬額」等の取引条件を明示してもらえない。

②報酬支払期日の設定・期日内の支払(法第4条)

(例)60日以内の報酬支払期日が設定されていない、期日内に報酬が支払われない。

③禁止行為(受領拒否、報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し)(法第5条)

(例)発注事業者に不当に報酬を減額された。

(例)発注事業者からの一方的な契約の解除により損害が生じた。

④募集情報の的確表示(法第12条)

(例)フリーランス(特定受託事業者)の募集に際し、虚偽の表示や、古い情報の掲載がある。

⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮(法第13条)

(例)発注事業者に育児のための配慮を申ししたが、申出を聞いてもらえなかった。

⑥ハラスメント対策に係る体制整備(法第14条)

(例1)発注事業者がハラスメントの相談窓口を設けていない。

(例2)発注事業者が設けている相談窓口にご相談したが対応してくれなかった。

※ハラスメントを受けたことだけでは本法違反には該当しません。

⑦中途解除等の事前予告・理由開示(法第16条)

(例)30日前までの事前予告なく契約を解除された。

⑧行政機関へ申し出したことを理由とした不利益取扱い(法第6条、第17条)

⑨上記のどれにも該当しない

①～⑧の場合

⑨の場合

③または⑦を含む場合(→Q1-3へ)

③・④・⑦を含まない場合(→Q2へ)

④を含む場合(→Q3へ)

本法の定めがない内容については本法に基づく「申出」の対象になりません。
フリーランス・トラブル110番でのご相談を承ります。
※連絡先は6ページを参照ください。

Q1-3

A:Q1-2で③(禁止行為)に該当する場合、1か月以上の業務委託ですか。

B:Q1-2で⑦(中途解除等の事前予告・理由開示)に該当する場合、6か月以上の業務委託ですか。

①はい ②いいえ

AもBも①の場合

AまたはBで②の場合

Aが②(いいえ)となった場合は③(禁止行為)が、
Bが②(いいえ)となった場合は⑦(中途解除等の事前予告・理由開示)が、期間の要件を満たさず、
本法の違反に該当しませんので、本法に基づく「申出」の対象になりません。

ご相談を希望される場合は行政機関等にご連絡ください。

※Q1-2で③及び⑦の両方に該当する方で、Aが①(はい)/Bが②(いいえ)の場合は、③(禁止行為)についてのみ本法に基づく「申出」の対象となる可能性がありますのでQ2に進んでください。

※Q1-2で③と⑦以外の内容がある方は、③と⑦以外の内容について本法に基づく「申出」の対象となる可能性がありますのでQ2に進んでください。

※連絡先は6ページをご参照ください。

Q2 申出に関する業務委託について、発注事業者から業務委託を受けた日は、令和6年11月1日以降ですか。

①令和6年11月1日以降に受けた ②令和6年11月1日より前に受けた ③業務委託を受けていない

※令和6年11月1日以降に業務委託契約を更新して、新たに業務委託を受けた場合を含みます。

①の場合

②の場合

③の場合

本法が適用される前の業務委託なので、本法に基づく「申出」の対象になりません。

ご相談を希望される場合は、行政機関等にご連絡ください。

※連絡先は6ページをご参照ください。

業務委託を受けていない場合、本法に基づく「申出」の対象になりません。

(法第12条を除く)

ご相談を希望される場合は、行政機関等にご連絡ください。

※連絡先は6ページをご参照ください。

Q3-1

あなたは「従業員を使用」(※1)していますか。

①はい ②いいえ

※1「従業員を使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる労働者を雇用することです。労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

Q3-2

あなた(代表者)以外に他の役員(※2)はいますか。

①他の役員がいる ②他の役員はいない

※2「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者のことです。

Q3-1・Q3-2のどちらかまたは両方で
①の場合

Q3-1・Q3-2ともに
②の場合

(→Q4へ)

本法の特定受託事業者には該当しないため、本法に基づく「申出」の対象になりません。
ご相談を希望される場合は行政機関等にご連絡ください。

※連絡先は6ページをご参照ください。

Q4-1

発注事業者は「従業員を使用」(※1)していますか。

- ①はい ②いいえ

※1 「従業員を使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することです。労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

Q4-2

発注事業者に、2人以上の役員(※2)はいますか。

- ①2人以上の役員がいる ②2人以上の役員はいない

※2 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者のことです。

Q4-1、4-2のどちらか
または両方が①の場合
(※分からない場合を含む)

Q4-1、4-2の両方が
②の場合

Q4-3

発注事業者が本法の特定業務委託事業者ではないため、法第3条(書面等による取引条件の明示)以外の「申出」の対象となりません。

発注事業者が違反している内容は法第3条に関するものですか。

- ①法第3条に関する内容 ②法第3条以外に関する内容

②法第3条以外に関する内容

①法第3条に関する内容

本法の対象外の取引になりますので、本法に基づく「申出」の対象になりません。
ご相談を希望される場合は、行政機関等にご連絡ください。
※連絡先は6ページをご参照ください。

本法に基づく「申出」の対象となります。

本法に基づく「申出」を希望する場合は、申出受付フォームに入力して「申出」を行っていただきますようお願いいたします。

申出受付フォーム掲載先URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/freelance_moushide.html



<ご連絡先>

●行政機関

① 取引適正化に関する部分(法第3条、第4条、第5条、第6条)

(公正取引委員会)

【URL】

<https://www.jftc.go.jp/soudan/soudan/freelance.html>

【二次元コード】



(中小企業庁)

【URL】

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/law_freelance.html

【二次元コード】



② 就業環境の整備に関する部分(法第12条、第13条、第14条、第16条、第17条)

(都道府県労働局)

【URL】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

【二次元コード】



●フリーランスの方の取引上のトラブルの相談窓口

フリーランス・トラブル110番

【URL】

<https://freelance110.mhlw.go.jp/>

【二次元コード】

